

困難な問題を抱える女性への支援に係る基本的方針等に関する有識者会議

第一回 進め方・基本方針への意見

2022年11月7日 一般社団法人 Colabo 代表 仁藤夢乃

○進め方について

ヒアリング候補者について、以下2団体を推薦します。

・性売買経験当事者ネットワーク灯火（とうか）

性売買の経験当事者による当事者団体です。性搾取の被害に遭った方を支援する法律を作るにあたり、当事者の声を聴き実態を知ることが、法律を実効性のあるものにしていくために必要だと考えます。

・NPO 法人国立夢ファーム Jikka 遠藤良子（よしこ）さん

公的支援からこぼれた女性たちをサポートしてきた経験から、女性支援基本方針・基本計画に必要なことや、自治体との連携のあり方のモデルとして実践を聞くのが良いのではないかと。

○基本方針について

1. 基本理念、施策の対象者

・基本理念に性搾取・性被害の問題を課題として明記すべき

内閣府の男女共同参画基本方針にも、「売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものであって、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものであり、決して許されるものではない」と明記されているが、新法の基本方針にも「性売買は女性に対する暴力であり、性搾取であること」を明記することを強く要望する。

・「性搾取被害者への支援」、「性売買から離れて生活し、心身の回復を図る支援」が女性支援の課題、対象として明記され位置づけられるべき。

・施策の対象者に、性搾取・性被害の被害者を明記すべき

・相談や支援は「自立」を目的とせずに生活人権保障をすること、包括的に支援することを理念に明記すべき。

・若年の場合、性搾取等の性被害が性非行と見られてしまい、児童相談所で保護されなかったり、妊産婦を受け入れられる施設も児童福祉の枠組みのなかで乏しいため、特に性搾取被害女性・妊産婦については年齢にかかわらず、女性支援の対象として明確に位置付けるべき。

・性と生殖に関して、心身の健康が守られることは人権であることを明記すべき。

・被害への対応・回復支援と同時に、「被害にあわないための支援」「予防的支援」の視点も重要であることを明記すべき。

・性暴力や性搾取の「加害防止」のための教育や啓発を行うことを明記すべき。

2. 国、都道府県、市町村の役割分担と連携

・本法律が実効性のあるものとなるよう予算をつける責務を明記すべき。

・現在の婦人保護事業は県によって運用にばらつきがあり、DV被害者の女性しか受け入れない一時保護所や婦人保護施設もあるため、国の基本方針は、各県が基本計画をつくる
ときに、「最低これだけは取り組む」ということになるよう、全国共通の仕組みを明確に
し、強制力を持って実施するべきである。その土台の上に、地域の課題に即した施策が積
みあがるべきなので、努力義務ではなく責務として役割を明記すべき。

・未成年の若年女性の場合、親権の問題が非常に大きい。女性自立支援施設に高校生年齢等
の若年が入所を希望した場合に女性相談では親権の問題に対応できない。児童相談所との
連携について、各県の判断に任せず、児相長が責任を持って保護できる全国一律の仕組みを
つくるべきであり、そのことを明記すべき。

・児童相談所の一時保護委託を女性自立支援施設や委託先民間団体等、女性新法の支援の
なかで受ける仕組みを作るべき。実際に東京では、民間への児童相談所からの一時保護委
託だけでなく、婦人保護施設への一時保護委託の取り組みが始まり実例もできているた
め、こうした連携を行うことを明記すべき。

・広域連携について、妊産婦向けの施設のない県が、施設のある県に入れたり、女性相談支
援センターと併設で一時保護・中長期のどちらかしかない県が他県の民間施設に委託がで
きるようにする、児童相談所が他県の女性自立支援施設に委託できるようにするなど、県を
超えて連携する仕組みを国の責任で作るべきである。

・情報開示請求等があった場合に、名前や住所等の記載がなくても、他の情報と紐づける
と個人が特定されるような情報や、相談・保護の日時等も個人情報として扱い、相談者・
利用者の安全を確保することを責務として明記すべき。また相談者・利用者の情報のみならず、
シェルターの場所、スタッフの名前等も個人情報として扱い、加害者等に特定され
ないようにする必要があることを明記すべき。

3. 支援の基本的な考え方

・性搾取・性被害の被害を支援することを明記すべき。

4. 支援主体

(4) 民間団体等

・委託先民間団体は、女性が主体になって活動する女性団体を想定することを明記すべ
き。

5. 支援の内容

・支援の内容が問題解決型に偏っているため、(1)と(2)の間に「伴走型支援」の項
をつくり、立ち寄り場、ドロップインセンター(一時滞在・宿泊所)、リピート型の支援

等を入れて、「相談手前」の段階の女性たちを支えていくようにする必要がある。

・一時保護の後の生活支援や居住支援など「中長期支援」が抜けているため項目にして明記すべき。

(1) 早期発見・アウトリーチ

・アウトリーチは「女性たちのいるところに直接出向き、探して、声をかけ、出会い、つながること」であることを明記すべき。

・早期発見のためのアウトリーチでは、「相談」や「問題解決」を目的としない関わりが必要であることを理解して活動するように明記すべき。

・現状では、自治体によっては若年女性や性搾取の被害者女性の相談を受けても何も資源がないというところがある。そのため、相談を受けない、発見しようとしなない、ということになっている現状もあるため、新法では、そうした女性を発見することを責務として明記すべき。

・ICTを使ったアウトリーチの名のもとに、広告費をかけて宣伝し、HPのアクセス数をあげるといったことはアウトリーチではなく広報である。ICTを使ったアウトリーチを行う際も、単なる宣伝や広報ではなく、SNSなどで「帰るところがない」「誰か泊めて」などと投稿している少女たちにメッセージを送ってやりとりを開始するなど、「発見し、声をかけて、つながる」活動を行うことをアウトリーチとすることを明記すべき。

(2) 相談支援

・性売買・性搾取の被害や、性風俗から抜け出したいと考える女性が相談できる場所が現在ないため、性売買被害相談所・脱性売買相談所を設置することを明記すべき。

・現状では、自治体によっては若年女性や性搾取の被害者女性の相談を受けても何も資源がないというところがある。だから相談を受けない、ということになっている現状もあるため、新法では、女性相談支援センターや自治体の女性相談が若年女性や性搾取の被害者女性の相談を受けなければならない、と明記すべき。そうしなければ実効性のあるものにならない。

・相談とその後の支援（医療支援、法的支援や、住まいの確保、生活支援等）が縦割りではなく切れ目なく行われるように明記すべき。

(3) 被害回復支援

・心理相談、医療、法的支援等を行うことを明記すべき。

・それらを公的機関で保護されている女性だけでなく、民間団体とつながる女性も含めて、現在保護されている・いないに関わらず利用できる仕組みにするよう明記すべき。そのための費用は公的機関が負担することが明記されるべき。

・ハイティーンの若年女性に特化した支援センターを設置することを明記すべき。

多くの場合、女性たちが性売買・性搾取の被害に遭い始めるのは若年のときだが、児童相談

所など児童福祉の範囲では、性搾取の被害にあった少女に対する適切な支援やケアがない。新法では18歳未満にも対応できるよう、児童相談所との連携強化に加え、児童福祉に押し付けるのではなく女性福祉の枠組みで、若年女性が緊急時に気軽に利用できる街なかの宿泊所の設置、その先の支援として、若年女性向けシェルターや、支援付きステップハウス、低家賃住宅の整備などが必要であり、そうした若年女性支援について明記すべき。

(4) 一時保護

・女性自立支援施設の一時保護の積極的な活用を明記すべき

DV・ストーカー被害から避難してきた、いわば急性期の人に合わせたルールの人相談所の一時保護では、虐待などで家に帰れず街を彷徨っていたり、性的搾取に取り込まれてしまいそうな若年女性には合わない。女性自立支援施設が一時保護に活用されるべき。

・公的な保護の場は、シェルターとして安全を守る機能と、緩やかに過ごす人が使いやすい場の住み分けが必要である。一方、民間に委託する場合は利用対象者の幅に縛りが強すぎると、利用者本位でなくなり使われなくなってしまうため、柔軟な対応ができる内容にする必要がある。

・現在の一時保護のあり方は、婦人相談所が一時保護を決定しないと施設には入れない。女性自立支援施設や民間団体等へ、一時保護を決定してから入所するという順番ではなく、まずは相談を受けたところが保護し、「入った人を追認する」というやり方での一時保護委託に対応できるように明記すべき。(すでに、児童相談所ではそうした運用はされている)

・一時保護中に、民間団体や弁護士との面会をできるように明記すべき。

・若年被害女性支援事業では国の要綱に、若年女性の置かれている実態を踏まえていない規定があり支援の妨げになるため、都とも協議を重ねて疑義解釈の形で整理したが、国が実態を踏まえて見直す必要がある。

具体的には実施要綱4～(3)～④～ア、親権者への連絡は、本人支援者の安全上、実施すべきではない場合が多いこと。5の留意事項の支援開始時からの同意、によって、若年被害女性が支援につながることを阻害される場合が少なからずあること、である。

・現在の女性相談センターの一時保護所や婦人保護施設では、相部屋のことがあるが、個室を基本とするように明記すべき。そのための予算をつけるべき。

・一時保護委託の要件にDV、妊産婦、若年、居所なし、性暴力、性搾取被害などに加えて「その他困難な問題を抱える女性」とし、新法で対象とする保護が必要なすべての女性を対象とできるように明記すべき。現在は法律で「妊婦」と明記されていても、実際に婦人相談所で妊婦の保護を受け付けなかったり一時保護委託すらない県もあるため実効性のあるものになるように記載すべき。

(5) 同伴児童への支援

・同伴児童が一時保護中でも通学や携帯電話の利用、アルバイトに行くことなどができるよ

うにするべき。「同伴児童」としてではなく、一人の人として尊重され、伴走支援も含めた、必要な支援を利用できるようにしなければならないことを明記すべき。

(6) 自立支援

・現在は、「お金がない人は婦人保護施設の利用はできない」と言われる。衣食住だけでなく、携帯電話利用代等にも使用できる生活費の支給が必要。本人支給金を用意すべきであり、それを明記すべき。自立に向けた生活や就労のためにもそれは必要である。

・女性自立支援施設が児童でも受け容れる施設として構想されるように明記すべき。

・性売買・性搾取の被害女性向けの自活支援センターを設置することを明記すべき。

当事者同士の自助グループ、学習支援や体力づくりのための運動、合宿等の体験活動、ハンドメイド作品づくりなどを通して、インターンシップを行うことで賃金をもらいながら心身や生活を安定させていくステップとなる時間・機会をつくる必要がある。性売買・性搾取の被害女性向けの就労継続支援事業のようなイメージ。

・施設に馴染まない人が、通所でゆるやかに施設等の自立支援プログラムを利用できるようにすることを明記すべき。

(7) アフターケア

・支援を利用した女性がある後も継続的に施設や民間団体、相談員等の関係者と関わることができ、施設退所後等に再び困難な状況におちいった際に早期発見し、再び支援がスムーズに利用できるようになるように関わること、何度でも出たり入ったり繰り返すことができるような支援を行う必要があることを明記すべき。

(8) 教育・啓発

・性暴力や性搾取の「加害防止」のための教育や啓発を行うことを明記すべき。

6. 支援の体制

(1) 三機関の連携体制

・婦人保護事業三機関のあり方が変わらなないと、すべて民間団体に押し付けることになっては意味がないため、行政の役割と責任を明確にしたうえで、今より利用しやすい、柔軟に連携できる仕組みにするべき。

・女性相談支援センターの一時保護を経ず、施設に直接入所できる入所の仕組みをつくることを明記すべき。

・女性自立支援施設への直接の相談や、見学、体験宿泊を可能にし、利用しやすい状況をつくることを明記すべき。

・女性自立支援施設が、現在婦人保護施設で広域利用が認められている DV からの避難だけでなく、施設特性を生かした広域利用が実際にできるように明記し、その仕組みもつく

べき。(現在は、DVからの避難者でも、仕組みがあっても費用の問題で使えない場合が多い実態を把握し改善すべき) 特に、居所なしや妊婦などの女性についても広域利用ができるように明記すべき。

(2) 民間団体との連携体制

・女性相談支援センターでの一時保護や女性自立支援施設に入所してからも、関わってきた民間団体や弁護士との面会や連絡ができることが重要。連携のあり方として明記すべき。

・地方からの相談者も多いが、つなぎ先がない現状がある。どの県の相談所も若年女性に対応し、相談を受けた民間団体とも(例えばオンライン面談等で)関わりながら支援ができるように明記すべき。

・どの県でも、若年や性搾取の被害女性の相談を女性相談支援センターが受けるということになり、相談を受けた民間団体から電話一本で連携を開始し、オンラインなどでもケース会議をしながら、女性の支援を各県で行えるようにできるよう連携の在り方を明記すべき。

7. 支援調整会議

・形だけの会議にならないよう、状況に応じたケース会議を日々関係機関で行うことを明記すべき。

・その他に、要保護児童対策地域協議会のような会議の開催を法的に位置づけ、特に緊急度の高いケースについては、これを開催するように明記するべき。

・支援調整会議が形がい化しないように、地域でケースを見守るための、実効性あるものにするように明記すべき。オンラインでの開催も可能とするべき。

・婦人相談員がこれらをコーディネートする調整役を行えるようにするべき。

8. 人材育成

・婦人相談員の研修体制を強化し、権限も明確にして、支援調整会議の中心を担える力量のある存在になれるような育成が必要。

・民間団体へも人材育成のための予算をつけることが必要。

・民間団体、行政機関、弁護士等での合同研修を開催し、講義を受講するスタイルの研修だけでなく、型にはまらない形でさまざまな交流を行い、顔が見える関係性を作ること、互いの活動や考えや直面している課題等を知り合い、信頼関係を構築し、ネットワーク化することが必要である。

9. 調査研究等の推進

・性搾取の被害者を生み出さないためには、買春者の実態調査や買春・性搾取に対する意識調査、性売買業者の実態調査などを行うべきであり、それを明記すべき。